

飲食店・施設オーナー様へ

# 「タバコが吸える」が、 お店の新しい価値になる。

2025年、喫煙環境の変化を前向きに捉える「喫煙目的店」化サポート

月額固定費 **0円**  
ノルマなし

一律の最低仕入れ制限はございません。お客様の在庫状況に合わせた「**自由な運用**」を重視。過剰在庫のリスクを抑えます。

追加費用なし!

初期費用パッケージ（一括）

**58,000円(税込)**

※財務局への申請、初期手数料、報酬込

## 01 製造たばこ小売販売業許可を取得済み

実務を担当する行政書士自身が許可を適法に取得済み。財務局への「出張販売許可」を申請するため、非常に透明性と信頼性の高い体制構築が可能です。

## 02 広域対応エリア（離島を除く）

大阪・京都・兵庫・滋賀・奈良をカバー。近畿財務局管内の実務に精通しており、地域ごとの特性に合わせた迅速な手続き対応が可能です。

【ご相談・お申込み窓口】

担当事務所様の情報をご記入ください

【実務提供・協力】

**行政書士中谷法務事務所**

行政書士・製造たばこ小売販売業許可保有

大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県

## 喫煙目的店・設置要件チェックシート

### ■ 1. 適合要件の確認

- 主食の提供実態**  
主食を提供していない（バー、コンセプトカフェ、スナック等が該当）。
- 20歳未満の立ち入り制限**  
客・従業員ともに20歳未満の者が立ち入らない運営である。
- たばこの対面販売スペース**  
たばこの対面販売を行うための場所を確保できる。

### ■ 2. お手続きに必要な書類

営業許可証（写し）

店舗の平面図（写し）

建物賃貸借契約書（写し）

業務委託契約書

### 月額固定費 0円の仕組み

適正な初期構築費用により運営されています。店舗様に負担を強いる「月額管理費」や「強制的な仕入れノルマ」が発生しません。

### 運用開始までの目安

1  
要件確認



2  
財務局届出



3  
運用開始